

次のとおり事後審査方式一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

令和8年8月25日

いわき市長 内田 広之

1 入札に付す事項

工 事 名	（仮称）いわき市立本町保育所園舎新築工事
工 事 場 所	いわき市小名浜愛宕上 地内
工 事 種 類	建築一式工事
工 事 概 要	園舎新築 園舎 木造2階建て 延床面積1, 9 8 2 m ²
工 期	令和10年2月29日まで
総 合 評 価 方 式 （ 標 準 型 ）	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。
低 入 札 価 格 調 査 制 度	本工事は、低入札価格調査制度を適用する工事である。
入 札 方 法	郵便入札

2 入札参加資格

この公告に基づく工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

入 札 参 加 形 態		単体企業 又は 共同企業体			
単 体 企 業 及 び 共 同 企 業 体 共 通 要 件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。				
	(2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。				
	(3) 公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定。以下「指名競争入札参加者要綱」という。）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。				
	(4) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。				
	(5) 資本関係又は人的関係にある者同士で同一入札へ参加していないこと。（共同企業体での入札参加が認められる場合において、同一の共同企業体内の構成員同士である場合を除く）				
単 体 企 業 の 場 合					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
	建築一式工事		特A	特定	要件なし
共 同 企 業 体 の 場 合					
企 業 体 構 成		代表者 1 者 その他の構成員 1 者による 2 者の共同企業体であること。			
結 成 方 法		自主結成			
出 資 割 合		代表者の出資割合を最大として、最小の出資割合は40%以上とすること。			
代 表 者 の 資 格 要 件					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	【いわき市に本店を有する者】				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
建築一式工事		特A	特定	要件なし	
そ の 他 の 構 成 員 の 資 格 要 件					
地 域 要 件		いわき市内に本店を有する者であること。			
登 録 工 種 等 級 別 格 付 建 設 業 許 可 総 合 評 定 値	令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿（指名競争入札参加者要綱第4条第4項に規定する名簿をいう。）において、次に示す工事種類に登録し、当該工事種類の等級別格付及び対応する業法による許可を有し、業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における総合評定値が次に示す点数以上の者であること。				
	【いわき市に本店を有する者】				
	工事種類		等級別格付	建設業許可	総合評定値
建築一式工事		特A又はA	特定又は一般	要件なし	

技 術 者 要 件	(1) 業法第26条第1項又は第2項の規定により設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、開札日を基準とし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置すること。 なお、共同企業体の場合は、各構成員において主任技術者を配置するものとし、監理技術者を配置しなければならない工事にあつては、代表者において監理技術者を配置すること。 (2) また、業法第26条第3項の規定により監理技術者等を専任で配置する必要がある場合には、開札日を基準とし、それ以前に3箇月以上継続して雇用している者を配置すること。 なお、共同企業体の場合、監理技術者等を専任で配置するときは、各構成員において専任で配置するものであること。
-----------	---

3 入札参加手続

本公告に基づく入札に参加するための入札参加手続は、入札参加形態により次のとおりとする。

単 体 企 業 の 場 合	入札参加手続は、要しない。
共 同 企 業 体 の 場 合	次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。
提 出 書 類	特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式） ※ 「特定建設工事共同企業体協定書(第1号様式)」は市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
提 出 期 限	令和8年9月1日(火) 午後5時まで
提 出 先	いわき市財政部契約課（本庁舎7階）

4 設計図書について

設計図書については、次に示す方法により販売及び貸出しを行うので、入札に参加しようとする者は、いずれかの方法により必ず入手すること。

販売の期間及び場所	
期 間	令和8年8月25日(火) から 令和8年9月30日(水) まで ※ 販売場所の営業日の営業時間内に限る。
場 所	（株）いわきコピーセンター 住 所：いわき市平谷川瀬三丁目5番地の2 連絡先：TEL 0246(24)2371 FAX 0246(22)2638 ※ 購入希望者は、購入希望時間の3時間前までに「設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)」によりファクシミリにて（株）いわきコピーセンターに購入申込みを行うこと。 ※ 設計図書等購入申込書兼購入証明書(第5号様式)は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
貸出の期間及び場所	
期 間	令和8年8月25日(火) から 令和8年9月30日(水) まで ※ 閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。 ※ 借り受けた場合の返却期限は、次のとおりとする。 - 午前8時30分から正午までの間に借り受けた場合は、当日午後5時まで - 正午から午後5時までの間に借り受けた場合は、翌日正午まで（翌日が閉庁日の場合は、直後の閉庁日でない日の正午まで）
場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） ※ 貸出希望者は、設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)を借受時に持参することとし、借り受けた者は、これを複写することができる。 ※ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書(第6号様式)は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロード又は契約課窓口にて入手すること。
設計図書に対する質問	
期 間	令和8年8月25日(火) から 令和8年9月7日(月) 午後5時まで
提 出 先	いわき市土木部住宅営繕課 電子メール jutakueizen@city.iwaki.lg.jp 又は FAX 0246(22)7596
質 問 の 方 法	設計図書に関し質問がある場合は、質疑応答書（第7号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。なお、電話等による質問は、受け付けない。 ※ 質疑応答書(第7号様式)は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」中の「いわき市入札契約様式集」内）からダウンロードにて入手すること。
設計図書に対する質問への回答	
回 答 期 日	令和8年9月10日(木) 午後5時まで
回 答 の 方 法	回答は、回答期日に質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市財政部契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

5 入札日時

入札の日時及び場所	
入 札 方 法	郵便入札

郵 送 方 法	一般書留郵便又は簡易書留郵便																														
郵 送 開 始 日	令和8年9月17日(木)																														
到 着 期 限	令和8年10月1日(木) 日本郵便株式会社 いわき郵便局必着																														
宛 先	〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留 いわき市役所財政部契約課 ※ 封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ(「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」内)からダウンロードにて入手し、次に示す中封筒及び外封筒のそれぞれに貼付して郵送してすること。																														
郵 送 す る 物	(1) 中封筒に入れて提出する書類 <table border="1"> <tr><td>①</td><td>入札書</td></tr> <tr><td>②</td><td>設計図書の調達を証明するものとして、次のア又はイのいずれかの書類の原本又はその写し ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書 (第5号様式) イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 (第6号様式)</td></tr> <tr><td>③</td><td>工事費内訳明細書</td></tr> <tr><td>④</td><td>「経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書」の写し(開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は、免除)</td></tr> </table> (2) 外封筒に入れて提出する書類 <table border="1"> <tr><td>①</td><td>上記(1)の中封筒(封かんすること。)</td></tr> <tr><td>②</td><td>第2号様式 技術評価点申請書</td></tr> <tr><td>③</td><td>第3号様式 企業の技術力に関する調書</td></tr> <tr><td>④</td><td>第4号様式 配置予定技術者の技術力に関する調書</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>第5号様式 地域貢献等に関する調書</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>第6号様式 施工計画に関する調書</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>第7号様式 技術提案に関する調書</td></tr> <tr><td colspan="2">※ 技術内容それぞれに調書を分けて作成すること。</td></tr> <tr><td>※</td><td>②について、共同企業体で参加する場合は、第2号様式の2を使用すること。</td></tr> <tr><td>※</td><td>②において、資本関係又は人的関係にある者について該当すると申告した場合は「資本関係又は人的関係に関する申告書」</td></tr> <tr><td>※</td><td>③から⑦の記載内容を証明するための添付資料 それぞれの調書ごとにステابل等で留めたくえで提出すること。</td></tr> </table> (各様式は、いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱に規定する様式。) ※ 入札書、工事費内訳明細書、(2)の②の技術評価点申請書及び(2)の③から⑦までの関係書類(以下「申請書」という。)は、市ホームページ(「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」内)からダウンロードしたものを使用すること。 ※ 「資本関係又は人的関係に関する申告書」は、市ホームページ(「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約制度改善等のお知らせ」→「いわき市の制度改善等のお知らせ」→「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」内)からダウンロードしたものを使用すること。	①	入札書	②	設計図書の調達を証明するものとして、次のア又はイのいずれかの書類の原本又はその写し ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書 (第5号様式) イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 (第6号様式)	③	工事費内訳明細書	④	「経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書」の写し(開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は、免除)	①	上記(1)の中封筒(封かんすること。)	②	第2号様式 技術評価点申請書	③	第3号様式 企業の技術力に関する調書	④	第4号様式 配置予定技術者の技術力に関する調書	⑤	第5号様式 地域貢献等に関する調書	⑥	第6号様式 施工計画に関する調書	⑦	第7号様式 技術提案に関する調書	※ 技術内容それぞれに調書を分けて作成すること。		※	②について、共同企業体で参加する場合は、第2号様式の2を使用すること。	※	②において、資本関係又は人的関係にある者について該当すると申告した場合は「資本関係又は人的関係に関する申告書」	※	③から⑦の記載内容を証明するための添付資料 それぞれの調書ごとにステابل等で留めたくえで提出すること。
①	入札書																														
②	設計図書の調達を証明するものとして、次のア又はイのいずれかの書類の原本又はその写し ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書 (第5号様式) イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 (第6号様式)																														
③	工事費内訳明細書																														
④	「経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書」の写し(開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は、免除)																														
①	上記(1)の中封筒(封かんすること。)																														
②	第2号様式 技術評価点申請書																														
③	第3号様式 企業の技術力に関する調書																														
④	第4号様式 配置予定技術者の技術力に関する調書																														
⑤	第5号様式 地域貢献等に関する調書																														
⑥	第6号様式 施工計画に関する調書																														
⑦	第7号様式 技術提案に関する調書																														
※ 技術内容それぞれに調書を分けて作成すること。																															
※	②について、共同企業体で参加する場合は、第2号様式の2を使用すること。																														
※	②において、資本関係又は人的関係にある者について該当すると申告した場合は「資本関係又は人的関係に関する申告書」																														
※	③から⑦の記載内容を証明するための添付資料 それぞれの調書ごとにステابل等で留めたくえで提出すること。																														
開 札 日 時	令和8年10月20日(火) 午後2時30分																														
開 札 場 所	いわき市役所本庁舎7階 入札室																														
備 考	※ 技術評価点は、申請書等により算出するので、記入漏れのないよう留意すること。 ※ 申請書等の記入漏れ又は確認資料の不備等により、申請内容が確認できない場合は、技術評価点を付与しない。 ※ 入札参加者は、定められた方法で外封筒を郵送することとし、持参、電送等による入札は、認めない。 ※ 郵便入札の条件に反した入札書については、無効とする。(入札心得(総合評価・郵便用)参照) ※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。																														
再 度 の 入 札	※ 初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により、再度の入札を行う。ただし、初度入札において有効な入札をしていない者は、再度の入札に参加できないものとする。 ※ 再度の入札に参加しようとする者については、次の書類を、定められた期日までに、財政部契約課宛てに、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するか、直接持参すること。 <table border="1"> <tr><td>①</td><td>- 入札書</td></tr> <tr><td>②</td><td>工事費内訳明細書</td></tr> </table>	①	- 入札書	②	工事費内訳明細書																										
①	- 入札書																														
②	工事費内訳明細書																														

6 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 総合評価の方法は、入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計(以下「加算点」という。)に標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を申請者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。
- ただし、入札参加資格を有しない者、予定価格を上回る入札価格を入札書に記載した者については、評価値の算出を行わないものとする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

- (2) 評価項目及び評価基準は、別表「評価項目及び評価基準」によるものとする。
- (3) 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、(1)により得られた評価値が最も高い者とする。
評価値の最も高い者の入札価格が、いわき市低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、「7 低入札価格調査制度」に基づき落札者を決定する。
- (4) 入札結果及び評価結果は、いわき市財政部契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。

7 低入札価格調査制度

- (1) 評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された工事費内訳明細書における工事費構成費目が、低入札調査要綱の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準（以下「失格基準」という。）の金額に満たない場合は、当該落札候補者を失格とする。
- (2) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、当該落札候補者から提出された工事費内訳明細書が失格基準を上回る場合は、当該落札候補者に対し低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する旨を電話等確実な方法により直接通知すると共に、調査に移行する旨を6の(4)と同様の手法により公表する。
なお、当該落札候補者以外の入札参加者には、当該公表をもって連絡に代えるものとする。
- (3) 調査の結果、調査対象者が落札者に決定した場合においては、調査結果の概要を6の(4)と併せて公表する。
- (4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名については、(2)と同様の手法により公表する。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価における評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
調査対象者が調査に協力しなかった場合又は期日までに低入札調査要綱第7条に規定する書類の提出がない場合は、当該調査対象者を失格とする。

8 契約条項を示す場所及び期間

場 所	いわき市財政部契約課（本庁舎7階）
期 間	令和8年8月25日（火）から 令和8年10月20日（火）まで

9 保証金及び支払条件

入 札 保 証 金	免除とする。
契 約 保 証 金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条第6項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
前 金 払	財務規則第83条の2第1項の規定により請負代金額の40%以内の額とする。
中 間 前 金 払	財務規則第83条の2第2項の規定により請負代金額の20%以内の額とする。
部 分 払	1回以内とする。
年 度 割 支 払 額	各会計年度における請負代金額の支払限度額は、次のとおりとする。 令和8年度は予定価格の40%程度の額、令和9年度は請負代金から令和8年度の支払額を差し引いた額とする。 なお、請負代金の請求（前金払、中間前金払、部分払を含む）は、請求する年度の支払限度額を超えない範囲で請求することができる。

10 評価内容の担保

落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、この工事の契約内容の一部として履行義務が生じる。

- (1) 企業の技術力に関する調書中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
- (2) 地域貢献等に関する調書中「市内業者の活用」
- (3) 施工計画に関する調書の記載内容
- (4) 技術提案に関する調書の記載内容

11 工事費内訳明細書

この入札には、工事費内訳明細書の提出を要する。

12 現場代理人

この工事は、現場代理人の常駐義務緩和対象工事に該当しない。

13 工事の区分

この工事は、災害復旧・復興工事に該当しない。

14 契約の締結

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7日平日以内に仮契約を締結しなければならないが、この期間内に契約の手續がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに仮契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。
- (3) この契約は、いわき市議会の議決後（専決処分の場合を含む。）、直ちに本契約に移行するものとする。
- (4) いわき市議会の議決（専決処分の場合を含む。）がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 契約（仮契約）を締結する日に有効な建設業の許可及び有効な経営事項審査結果を得ていない場合は、契約を締結できない。

15 その他

- (1) 「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」
「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」
「いわき市低入札価格調査制度実施要綱」
「いわき市郵便入札実施要綱」
「いわき市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」
「いわき市建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領」
「入札心得（総合評価・郵便用）」
「いわき市発注の総合評価方式一般競争入札への参加の流れ」
「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」
に示すとおりとし、当該要綱、要領、心得及び手引き等は 8 に示す場所にて閲覧に供する。
- (2) 落札者は、業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約権者等に対して、その旨を工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を契約権者へ通知すること。

16 問い合わせ先

いわき市財政部契約課 TEL0246(22)7419

評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、次のとおりとし、加算点の最高点は、73.5点とする。

(1)から(4)までの表中で番号を付した項目の具体的な内容は、次の表中の対応する番号(※○)の欄に示すとおりとする。

番号	項 目	左の項目の具体的内容
※ 1	同種・類似工事	【工種】 建築一式工事 【工事内容】 延床面積 1, 0 0 0 m ² 以上の建築物の 新築 又は 改築 工事
※ 2	同工種工事	【工種】 建築一式工事 【請負代金額】 1 億円以上の実績に限る。 なお、変更契約を締結したものについては、変更後の金額が 1 億円以上の実績に限る。
※ 3	指定部門における優良工事表彰	建築部門（建築一式工事での受賞に限る。）
※ 4	指定する資格	【1 級施工管理技士又は技術士等】 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士
※ 5	いわき市内の指定区域	小名浜地区

(1) 企業の技術力 (10点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似工事(※1)の施工実績の有無	2 点	施工実績あり	2 点
		施工実績なし	0 点
「工事成績」 過去5年間のいわき市発注の同工種工事(※2)における工事成績評定点の平均点	4 点	80点以上	4 点
		75点以上80点未満	3 点
		70点以上75点未満	2 点
		65点以上70点未満	1 点
		65点未満又は同工種工事の施工実績なし	0 点
「優良工事表彰」 過去15年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰(※3)の受賞実績の有無	1 点	受賞実績あり	1 点
		受賞実績なし	0 点
「品質管理」 ISO9001又はJISQ9001の認証取得状況	1 点	取得している	1 点
		取得していない	0 点
「安全管理」	1 点	過去10年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	1 点
		受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している	0.5 点
		上記以外	0 点
「建設キャリアアップシステムの利用」	1 点	利用している	1 点
		利用していない	0 点

(2) 配置予定技術者の技術力 (5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似工事(※1)の施工実績の有無	2 点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2 点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1 点
		施工実績なし	0 点
「保有する資格」	2 点	指定する資格(※4)を保有している。 (1級施工管理技士又は技術士等)	2 点
		上記以外	0 点
「資格の保有年数」	1 点	1 0 年以上	1 点
		1 0 年未満	0 点

(3) 地域貢献等 (18.5点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
「環境への配慮」	1点	ISO14001又はJISQ14001の認証を取得している。	1点
		ISO14001又はJISQ14001の認証を取得していないが、エコアクション21の認証を取得している。	0.5点
		上記以外	0点
「市内業者の活用」	2点	市内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工（資材購入等を含む。）	2点
		市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を市内業者により施工（資材購入等を含む。）	1点
		上記以外	0点
「市内の工事実績」 過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	1点	施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
「入札参加者の所在地」	1.5点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※5）内にある。	1.5点
		入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※5）外にある。	1点
		入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	0.5点
		上記以外	0点
「地域活動」 市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	1点	実績あり	1点
		実績なし	0点
「次世代育成支援」 福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	1点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3点
		上記以外	0点
「消防団への協力」	1点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	0.5点
		上記以外	0点
「献血への協力」	1点	いわき市における献血協力事業者である。	1点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0点
「市県民税の特別徴収」 いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	1点	特別徴収を行っている。	1点
		特別徴収を行っていない。	0点
「雇用状況」 次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあつては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用があること。 イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	2点	2項目に該当する。	2点
		1項目に該当する。	1点
		上記以外	0点
「災害時の協力」 次の項いずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去3年間に災害時の出勤実績があること。 イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること。	3点	ア及びイに該当する。	3点
		アにのみ該当する。	2点
		イにのみ該当する。	1点
		上記以外	0点

(別紙)

「維持補修等の実績」 いわき市発注の維持補修業務等の実績について、次の項いずれかに該当する場合 ア 道路維持補修業務若しくは下水道管路施設修繕を受注し、履行した。 イ 除雪業務を受注した。	2 点	過去 3 年間にア又はイの実績がある。	2 点
		過去 3 年間の実績はないが、過去 5 年間にア又はイの実績がある。	1 点
		上記以外	0 点
「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得している	1 点	取得している	1 点
		取得していない	0 点

(4) 品質確保等の確実性 (20点)

評価項目		配点	評価基準	評価点
低入札調査基準価格以上の応札		10点	入札金額が基準価格以上である。	10点
			入札金額が基準価格未満である。	0点
施工計画の適切性		上限 10点	各種管理計画の適切性、有効な工夫の有無等 内容により10点を上限として評価	0～10点
工程計画	ア 工程計画の適切性			
	イ 工期短縮の工夫の有無			
	ウ その他有効な工夫の有無			
工程管理計画	ア 工程管理体制の適切性			
	イ 適切な工程管理方策の有無			
	ウ 予定外の事態発生時における適切な対応の有無			
	エ その他有効な工夫の有無			
品質管理計画	ア 品質管理体制の適切性			
	イ 品質管理水準の程度			
	ウ その他有効な工夫の有無			
出来形管理計画	ア 出来形管理体制の適切性			
	イ 出来形管理水準の程度			
	ウ その他有効な工夫の有無			
安全管理計画	ア 安全管理体制の適切性			
	イ 適切な労働災害及び事故防止対策の有無			
	ウ 適切な第三者安全対策の有無			
	エ 自然災害発生時における適切な対策の有無			
	オ その他有効な工夫の有無			

(5) 技術提案 (20点)

技術提案事項	評価項目	評価点
提案内容 ・ 木造の準耐火建築物の施工管理	ア 提案内容の適切性 イ 提案内容による工事目的物の機能又は品質に対する効果の程度 ウ 提案内容による工事施工の改善に対する効果の程度 エ 提案内容による工事に起因する社会的影響に対する効果の程度 オ 提案内容に係る図面等の正確性 カ 提案内容に係る図面等の工夫	内容により、 20点を上限として評価 (0～20点)
提案内容 ・ 市産木材等の品質管理	ア 提案内容の適切性 イ 提案内容による工事目的物の機能又は品質に対する効果の程度 ウ 提案内容による工事施工の改善に対する効果の程度 エ 提案内容による工事に起因する社会的影響に対する効果の程度 オ 提案内容に係る図面等の正確性 カ 提案内容に係る図面等の工夫	
利用条件	ア 提案内容の利用制限条件の有無 イ 利用制限条件の解除の可否及び困難性	